

逗子市広告掲載事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがあるもののほか、税外収入の確保や市の財政負担の抑制又は市民サービスの向上に資するため、本市が広告掲載の内容を定める財産等を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 以下に規定するもののうち、広告掲載することがふさわしいと認められるものをいう。
 - ア 市の施設、市が所有する財産
 - イ 市が事業実施に用いる物品、印刷物等
 - ウ その他広告媒体として活用できる事業等
- (2) 広告掲載 広告媒体を有効に活用できる手法（広告枠の販売、広告付物品や役務の提供の受入、ネーミングライツ等）を用いて、民間企業等の広告を掲載・掲出等することをいう。

(広告掲載不適格事項及び広告掲載基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人の名刺広告（個人事業主に係る事業に関するものを除く。）
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) その他市長が広告掲載について不適當であると認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載に関する細目基準は、別表のとおりとする。

(広告媒体及び広告掲載の内容)

第4条 広告媒体及び広告掲載の手法、規格、位置等の内容は、それぞれの広告媒体を主管する逗子市事務分掌に関する規則（平成29年逗子市規則第7号）に規定する部長、逗子市消防

本部組織等規則（昭和52年逗子市規則第18号）に規定する消防長、逗子市教育委員会事務分掌規則（平成29年教育委員会規則第3号）に規定する部長、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長及び監査委員事務局長（以下「主管部長等」という。）が別に定める。

（広告の募集方法等）

第5条 広告の募集方法、予定価格及び選定方法等については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、主管部長等が別に定める。

（広告掲載の申込み）

第6条 広告掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、前条により主管部長等が定めた手続きに従い、必要な書類を市長に提出しなければならない。

（審査・選定）

第7条 広告掲載に関する審査、選定については、主管部長等が行うこととする。

2 前項の審査、選定にあたり、主管部長等は、必要に応じて選考委員会を設けることができる。

（広告掲載の可否の決定）

第8条 市長は、申込者に対し広告掲載の可否を通知するものとする。

（広告掲載内容の承諾等）

第9条 前条により、広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告掲載内容及び条件等を記載した承諾書を市長に提出しなければならない。ただし、別に契約書を締結する場合はこの限りでない。

（広告掲載料の納付）

第10条 広告主は、広告掲載料を市長が指定する期日までに納めなければならない。

2 前項の広告掲載料は、次に掲げる使用料及び手数料の他に納付するものとする。

(1) 逗子市行政財産の目的外使用料条例（昭和49年逗子市条例第23号）に規定する使用料

(2) 神奈川県屋外広告物条例（昭和27年神奈川県条例第62号）に規定する手数料

（広告付物品等の納入）

第11条 広告主は、広告付物品等を市長が指定する期日までに納めなければならない。

（広告掲載データの提出）

第12条 広告主は、掲載する広告の原稿データ（以下「広告掲載データ」という。）を市が指定する方法により作成し、指定する期日までに提出しなければならない。

2 広告掲載データの作成に係る一切の費用は、広告主の負担とする。

3 広告掲載データには、広告である旨を明記することとする。

4 掲載・掲出等する広告が、神奈川県屋外広告物条例第2条で定める屋外広告物である場合、

広告掲載データの提出にあたり、周辺環境に調和したデザインとなるように、まちづくり景観課との協議を事前に行わなければならない。

(広告内容等の修正及び変更)

第13条 市長は、掲載する広告の内容又はデザイン等に不適当と認める部分があるときは、広告主にその部分の修正を求めることができる。

2 広告主からの申出による広告内容の変更は、事前に協議を行うものとし、支障のない場合に限りこれを認めるものとする。

(広告掲載の取消し)

第14条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 第10条第1項に指定する期日までに広告掲載料が納付されなかったとき
- (2) 第12条第1項に指定する期日までに広告掲載データが提出されなかったとき
- (3) 広告主又は広告の内容が不適当であることが判明したとき
- (4) 広告主の倒産、解散、廃業等により、広告に係る事業の停止を確認したとき
- (5) 市の業務上やむを得ない事由が発生したとき

(広告掲載料の還付)

第15条 既に納付された広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告掲載ができなくなったときは、この限りでない。

2 前項の規定により広告掲載料を還付するとき、還付する広告掲載料に利子は付さない。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、広告掲載に関するすべての責任を負うものとする。

(事務の取扱い)

第17条 この要綱に定める事務は、広告媒体を主管する課かいにおいて処理する。

2 第4条、第5条及び第8条に掲げる事項については、企画課長に合議することとする。

(協議)

第18条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市と広告主で協議するものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

別表（第3条関係）

広告掲載細目基準

（広告全般に関する基本的な考え方）

- 1 広告媒体に掲載する広告は、当該広告媒体が公共の用に供されることに鑑み、相応の信用と品位を備えた広告内容及び表現でなければならない。

（広告審査に当たっての基本的な考え方）

- 2 広告を審査する場合は、この基準のほか、関係法令等の規定や市民への影響、公共性・公益性、社会通念、社会経済状況等に十分配慮するものとする。

（広告媒体ごとの基準）

- 3 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容、デザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

（業種及び事業者の制約）

- 4 次に掲げる業種及び事業者に関する広告は掲載しない。

(1)	逗子市暴力団排除条例（平成23年逗子市条例第15号）に規定するもの
(2)	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業
(3)	風俗営業に類似したもの
(4)	消費者金融
(5)	ギャンブルに係るもの
(6)	社会問題を起こしているもの
(7)	法律の定めのない医療類似行為を行うもの
(8)	占い、運勢判断等に関するもの
(9)	興信所、探偵事務所等
(10)	債権取立て、示談引受け等をうたったもの
(11)	法令等に基づく必要な許可等を受けていないもの
(12)	民事再生法（昭和11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中の事業者
(13)	法令に違反しているもの
(14)	行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

（広告掲載内容の制約）

- 5 次に掲げる広告は掲載を行わない。

(1)	差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
(2)	次に掲げる商品又はサービスを提供するもの
	ア 法律で禁止されているもの
	イ 認可を受けていないもの
	ウ 著しく品質の劣るもの
(3)	他をひぼう、中傷又は排斥するもの
(4)	市の広告事業の円滑な運営に支障を来すもの
(5)	公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
(6)	宗教団体による布教を主目的とするもの
(7)	非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり不安を与えるおそれがあるもの
(8)	社会的に不適切なもの
(9)	国内世論が大きく分かれているもの
(10)	消費者被害の予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
	ア 誇大な表現（誇大広告）、根拠のない表示や誤解を招くような表現 例：「世界一」、「一番安い」等（掲載に際しては根拠となる資料を要する。）
	イ 射幸心を著しくあおる表現 例：「今が・これが最後の機会（今購入しないと次はないという意味）」等
	ウ 労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係法令を遵守していない人材募集広告
	エ 虚偽の内容を表示するもの
	オ 法令等で認められていない商法、商品等
	カ 国家資格等に基づかない者が行う医療行為又は医療類似行為等
	キ 責任の所在が明確でないもの
	ク 広告の内容が明確でないもの
	ケ 国、地方公共団体その他公共の機関が広告主又はその商品、サービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
(11)	青少年保護と健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
	ア 水着姿、裸体等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品

	の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
イ	暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
ウ	残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現
エ	暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
オ	ギャンブル等を肯定するもの
カ	青少年の身体、精神及び教育に有害なもの
(12)	その他広告掲載が不相当であると認めるもの